

第3期
大山町子ども・子育て
支援事業計画
鳥取県大山町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 大山町の現状	2
1 統計による大山町の状況	2
2 子ども・子育て支援事業の状況	5
3 子育て支援に関するアンケート結果	9
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本的視点	15
3 基本目標	15
第4章 計画の具体的な取り組み	17
1 施策の体系	17
2 具体的な取り組み	18
第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等	27
1 教育・保育提供区域の設定	27
2 量の見込みについて	27
3 就学前児童の人口推計及び年齢毎入所見込み児童数	27
4 幼児期の教育・保育	28
5 地域子ども・子育て支援事業	29
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容	33
第6章 計画の進行管理	34
1 計画の進行主体と連携の強化	34
2 計画の推進管理	34

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国では、急速な少子化が進み、令和5年の出生数は727,277人、合計特殊出生率は1.20と、いずれも過去最低となっています。

このような中、女性の働き方の多様化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

こうした状況から、国においては社会全体で子ども・子育てを支援するという新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援などを総合的に推進していくことが求められています。

その後も国においては、令和4年6月に「こども基本法」を制定し、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策が総合的に推進されることとなりました。

このような状況を踏まえて大山町では、前回計画である「大山町子ども・子育て支援事業計画」で取り組んできた施策を引き継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5か年間に計画期間とした「第3期大山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」とします。

併せて、事業計画に定める施策が、次世代育成支援とも密接に関連することから「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、本計画の策定にあたっては、大山町総合計画（平成28年3月策定・令和4年3月改訂）を上位計画とし、大山町地域福祉計画（令和5年3月策定）などの関連計画の内容との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。

なお、この間にも、社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応するため、必要な見直しを行います。

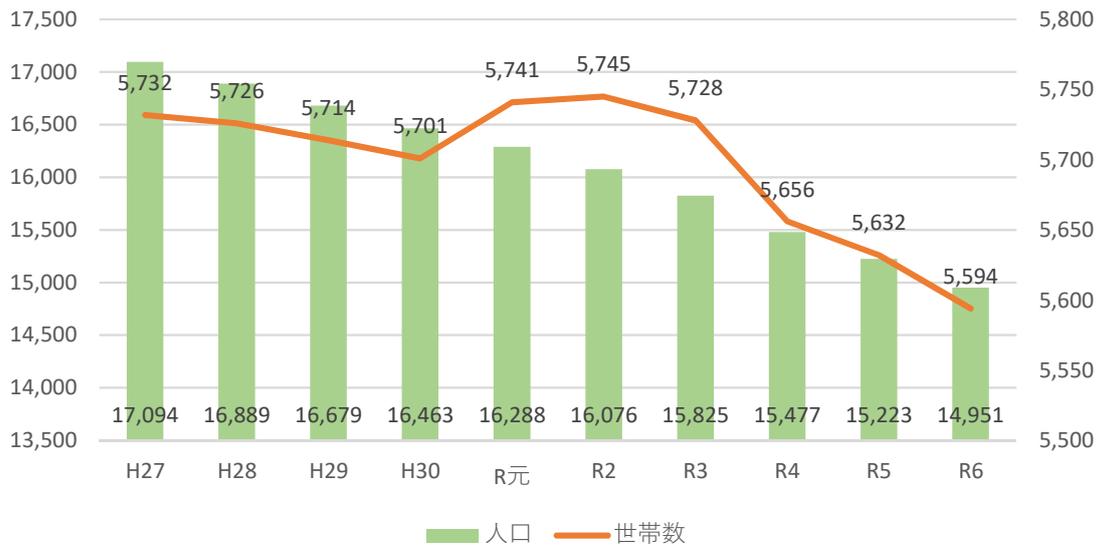
平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
大山町子ども・子育て支援事業計画	第2期大山町子ども・子育て支援事業計画	第3期大山町子ども・子育て支援事業計画

第2章 大山町の現状

1 統計による大山町の状況

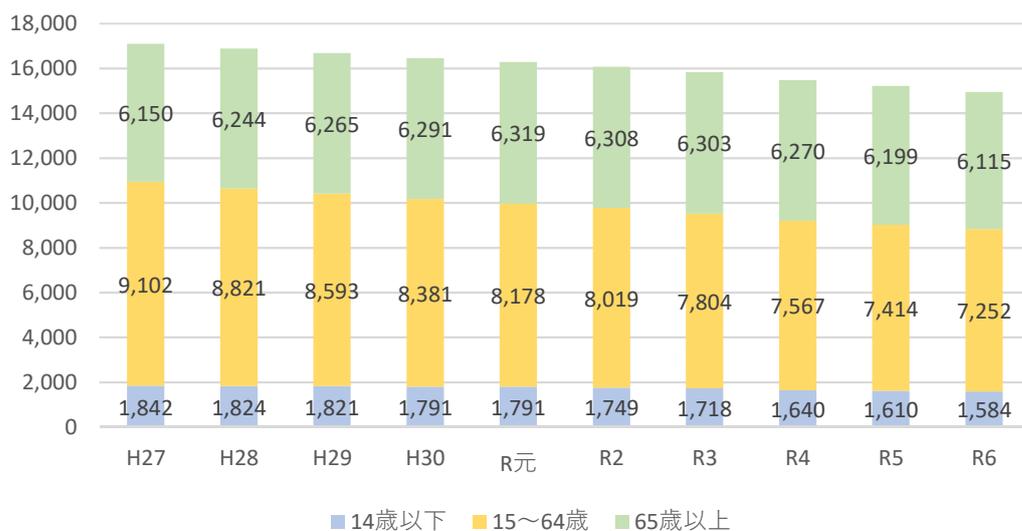
(1) 人口と世帯数

本町の人口、世帯数は年々減少しており、人口は平成27年からの10年間で2,143人、世帯数は138世帯減少しています。一世帯当たりの人員についても、平成27年からの10年間で0.30人減少し、令和6年には2.67人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。



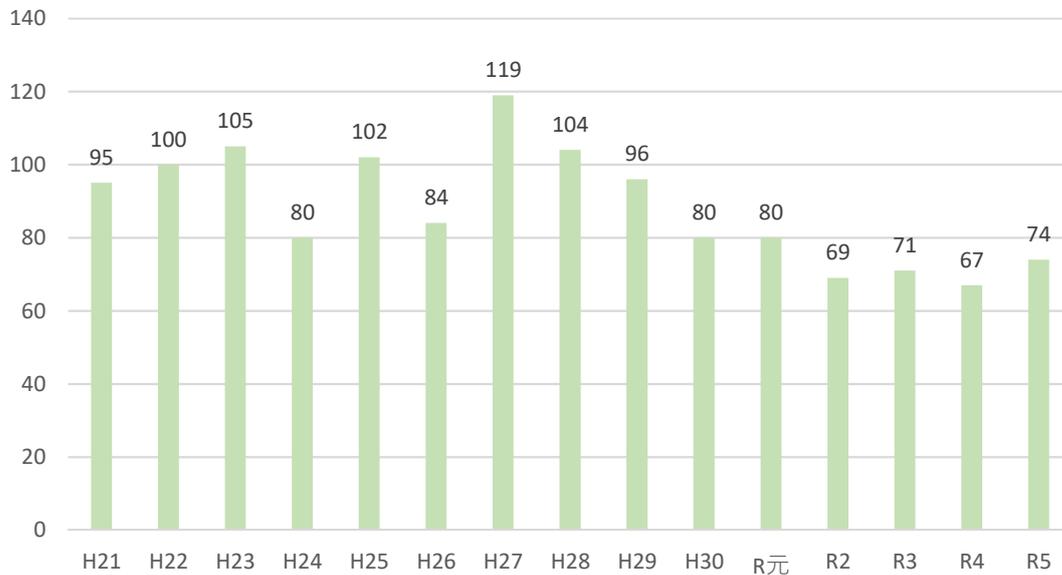
(2) 年齢3区分人口の推移

本町の年齢3区分別の人口を見ると、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口、いずれも減少傾向にあります。



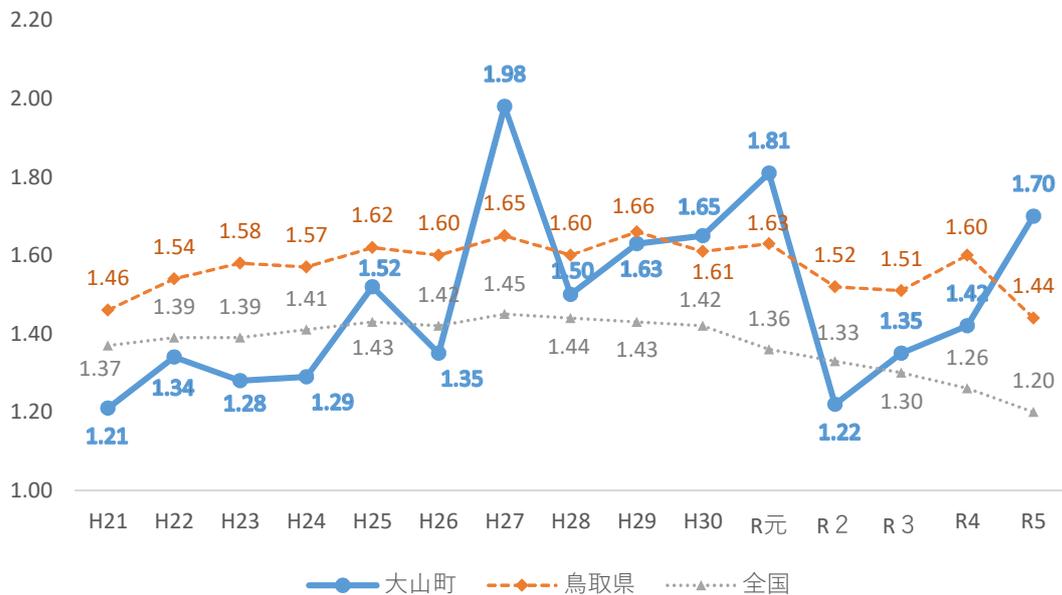
(3) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、平成21年度以降において、100人前後で増加と減少を繰り返して推移しましたが、平成27年度以降減少傾向にあります。



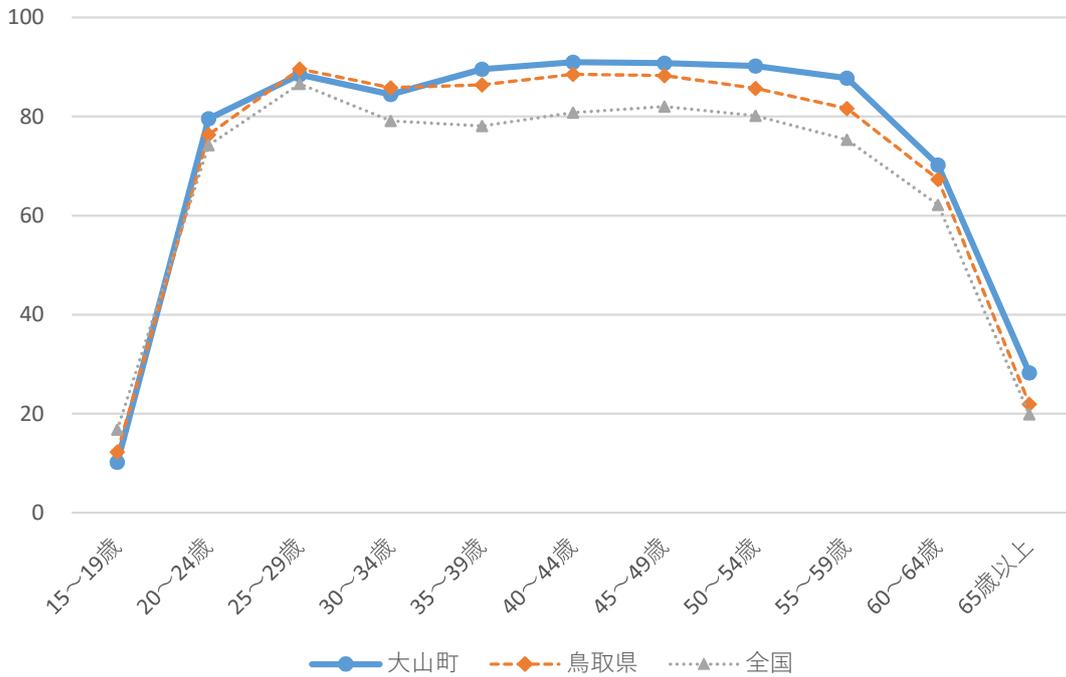
(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数を示したもので、本町の合計特殊出生率は、令和5年で1.70となり、全国と鳥取県の数値を上回っていますが、母数が少ないため毎年の数値は大きく変動しています。



(5) 女性の労働力

本町の女性の労働力率は、全国よりも概ね高く、また女性労働力率が低下するといわれている「出産・育児期」においても、大幅な低下はみられません。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
大山町	10.20	79.56	88.46	84.45	89.57	90.95	90.79	90.19	87.78	70.21	28.26
鳥取県	12.27	76.35	89.59	85.79	86.43	88.53	88.28	85.71	81.61	67.34	21.90
全国	16.79	74.20	86.58	79.11	78.08	80.81	81.99	80.16	75.31	62.19	19.88

2 子ども・子育て支援事業の状況

令和2年度から令和6年度を計画期間として取り組んできた大山町子ども・子育て支援事業計画の主要な子育て支援施策の実績は次のとおりです。

(1) 保育サービスの状況

①保育所の状況

保育園名	定員 (人)	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)	受入対象 児童	備考
中山みどりの森保育園	120	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~	延長・一時・病後児
名和さくらの丘保育園	150	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~	延長・一時・病後児
大山きゃらぼく保育園	180	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~	延長・一時・病後児
庄内保育所	60	7:30~18:00	7:30~12:00	1歳~	R4.3.31閉所
大山保育所	60	7:30~18:00	7:30~12:00	1歳~	
大山ひめぼたる保育園	19	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~ 3歳未満	R3.4.1開所

②保育所入所児童の推移

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
R2	51	68	94	121	142	107	583
R3	51	66	81	110	123	142	573
R4	42	63	87	95	113	122	522
R5	45	63	69	95	95	112	479

※各年度末現在、管外への入所を含む

③保育所別入所児童数の推移

	R2	R3	R4	R5
中山みどりの森保育園	132	132	109	94
名和さくらの丘保育園	158	149	133	136
大山きゃらぼく保育園	193	199	194	192
庄内保育所	40	34	19	-
大山保育所	45	34	34	32
大山ひめぼたる保育園	-	16	17	20
合計	568	564	506	474

※各年度末現在、管外からの入所を除く

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①利用者支援事業

大山町では、平成27年4月に子育て世代包括支援センター(すくすくおやこステーション)を設置しました。子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業です。

②延長保育事業

保護者の仕事や家庭の状況により、通常の保育時間を超えて保育する事業です。

【延長保育事業利用者数】

	R2	R3	R4	R5
中山みどりの森保育園	694	482	439	353
名和さくらの丘保育園	760	633	604	593
大山きゃらぼく保育園	327	331	441	475
庄内保育所	28	4	5	-
大山保育所	193	148	45	13
大山ひめぼたる保育園	-	35	59	132
合計	2,002	1,633	1,593	1,566

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【放課後児童クラブ登録者数】

	R2	R3	R4	R5	R6
なかよしクラブ	43	43	53	42	48
なわっ子クラブ	39	42	34	45	46
あすなろクラブ	27	24	22	23	20
大山西児童クラブ	44	47	48	52	57
大山児童クラブ	19	15	16	19	21
合計	172	171	173	181	192

④子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

大山町では、町内外の施設3か所と委託契約をしています。

【短期入所生活援助（ショートステイ）利用者数】

R2	R3	R4	R5
0	0	0	2

⑤乳幼児全戸訪問事業

産後の母子を支援するため、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【乳幼児全戸訪問事業による訪問件数】

R2	R3	R4	R5
71	70	64	75

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための訪問支援事業です。

【養育支援訪問事業による訪問件数】

R2	R3	R4	R5
30	42	51	35

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供、その他の援助活動を行う事業です。

【子育て支援センター来館者数】

	R2	R3	R4	R5
子育て支援センターなかやま	795	1,117	722	729
子育て支援センターなわ	511	481	674	1,390
子育て支援センターだいせん	1,168	1,791	1,733	1,926
合計	2,474	3,389	3,129	4,045

⑧一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった小学校就学前の児童を保育所などの施設で一時的に預かる事業です。

【一時預かり事業利用者数】

	R2	R3	R4	R5
中山みどりの森保育園	347	107	19	57
名和さくらの丘保育園	232	206	197	98
大山きゃらぼく保育園	175	193	168	208
合計	754	506	384	363

⑨病児保育事業

病気の児童を保護者が家庭で保育することができない場合に預かる事業です。

【病児保育利用者数】

R2	R3	R4	R5
22	32	22	41

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と援助を行うことを希望する方（ひきうけ会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター実績】

	R2	R3	R4	R5
ひきうけ会員数	80	84	85	87
おねがい会員数	168	168	174	176
両方会員数	38	35	29	27
活動件数	209	251	123	78

3 子育て支援に関するアンケート結果

(1) 調査の目的

本調査は、「第3期大山町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、対象となるお子さんの保護者の状況、子育てに関する実態や要望・意見を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象：小学校就学前児童300人の保護者(無作為抽出)

調査期間：令和6年5月13日～令和6年6月21日

方 法：町内保育所又は郵送

(3) 回収結果

	中山地区	名和地区	大山地区	未記入	合計
配布数	51	98	151		300
回答数	32	39	57	1	129
回収率	62.7%	39.8%	37.7%		43.0%

(4) 主な調査結果

主に子育てを行っている人

	父母	主に母	主に父	主に 祖父母	その他
回答	75	51	2		1
割合	58.1%	39.5%	1.6%		0.8%

保護者の就労状況

	母親		父親	
	回答	割合	回答	割合
フルタイム就労中	50	39.4%	109	95.6%
フルタイム就労だが、産休・育休・介護休業中	11	8.7%	2	1.8%
パート・アルバイト等就労中	40	31.5%		
パート・アルバイト等就労だが、産休・育休・介護休業中	10	7.9%		
以前は就労していたが、現在は就労していない	16	12.6%	3	2.6%
これまで就労したことがない				

平日に定期的にご利用している教育・保育事業（現状）

	回答	割合		回答	割合
幼稚園	2	1.8%	自治体の認証・認定保育施設	1	0.9%
幼稚園の預かり保育			その他の認可外の保育施設		
認可保育所	101	91.8%	居宅訪問型保育		
認定こども園	1	0.9%	ファミリー・サポート・センター		
小規模な保育施設	4	3.6%	その他	1	0.9%
家庭的保育					
事業所内保育施設			合計	110	100%

平日に利用したい定期的な教育・保育事業（希望）

	回答	割合		回答	割合
幼稚園	14	7.2%	自治体の認証・認定保育施設	4	2.1%
幼稚園の預かり保育	3	1.5%	その他の認可外の保育施設	2	1.0%
認可保育所	116	59.8%	居宅訪問型保育	5	2.6%
認定こども園	16	8.2%	ファミリー・サポート・センター	10	5.2%
小規模な保育施設	11	5.7%	その他	3	1.5%
家庭的保育	5	2.6%			
事業所内保育施設	5	2.6%	合計	194	100%

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況

	回答	割合
地域子育て支援拠点事業を利用している	18	13.8%
その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している	2	1.5%
利用していない	110	84.6%

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の今後の利用希望

	回答	割合
利用していないが今後利用したい	21	16.7%
すでに利用しているが今後利用日数を増やしたい	19	15.1%
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	86	68.3%

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

	回答	割合
利用する必要はない	64	49.6%
ほぼ毎週利用したい	14	10.9%
月に1~2回は利用したい	51	39.5%

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

	回答	割合
利用する必要はない	99	78.6%
ほぼ毎週利用したい	3	2.4%
月に1~2回は利用したい	24	19.0%

子どもの病気・けがで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無

	あった	なかった	未回答
回答	73	25	12
割合	66.4%	22.7%	10.9%

子どもの病気・けがで平日の教育・保育事業が利用できなかった場合の対応

	回答	割合
父親が休んだ	36	24.0%
母親が休んだ	65	43.3%
(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	39	26.0%
父親又は母親のうち就労していないほうが子どもを見た	7	4.7%
病児・病後児の保育を利用した	2	1.3%
ベビーシッターを利用した		
ファミリー・サポートセンターを利用した		
仕方なく子供だけで留守番させた		
その他	1	0.7%

病児・病後児保育の利用希望

	回答	割合
できれば利用したい	24	32.4%
利用したいとは思わない	50	67.6%

不定期に利用している事業

	回答	割合
一時預かり(保育所などで一時的に子どもを保育する事業) 幼稚園の預かり保育(不定期に利用する場合のみ)	3	2.4%
ファミリー・サポート・センター	2	1.6%
子育て短期支援事業:ショートステイ(宿泊なし)	1	0.8%
ベビーシッター		
その他		
利用していない	121	95.3%

不定期の保育事業の利用希望

	回答	割合
利用したい	31	24.8%
利用したくない	89	71.2%
未回答	5	4.0%

不定期に保育事業の利用を希望する理由

	回答	割合
私用(買物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ目的	16	38.1%
冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等	20	47.6%
不定期の就労	6	14.3%
その他		

小学生の放課後の過ごし方(保護者の希望)

	小学校 低学年			小学校 高学年		
	回答	割合	平均日数/週	回答	割合	平均日数/週
自宅	26	27.4%	3.3	37	34.9%	3.7
祖父母宅や友人・知人宅	9	9.5%	3.9	5	4.7%	3.2
習い事	10	10.5%	1.8	23	21.7%	2.0
児童館	6	6.3%	1.7	4	3.8%	2.0
放課後子ども教室	6	6.3%	2.5	7	6.6%	2.4
放課後児童クラブ	35	36.8%	4.3	24	22.6%	3.9
ファミリー・サポート・センター						
その他(公民館、公園など)	3	3.2%	3.0	6	5.7%	2.3

土曜日、日曜・祝日、長期休業中の放課後児童クラブの利用希望

	土曜日		日曜・祝日		長期休業中	
	回答	割合	回答	割合	回答	割合
低学年(1~3年生)の間は利用したい	12	29.3%	1	2.4%	16	28.6%
高学年(4~6年生)になっても利用したい	6	14.6%	5	12.2%	26	46.4%
利用する必要はない	23	56.1%	35	85.4%	14	25.0%

育児休業の取得状況

	母親		父親	
	回答	割合	回答	割合
働いていなかった	23	18.1%	1	0.9%
取得した	89	70.1%	14	12.2%
取得していない	15	11.8%	100	87.0%

育児休業を取得していない理由

	母親		父親	
	回答	割合	回答	割合
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった			27	15.9%
仕事が忙しかった (産休後に)仕事に早く復帰したかった			39	22.9%
仕事に戻るのが難しそうだった			1	0.6%
昇給・昇格などが遅れそうだった			3	1.8%
収入減となり、経済的に苦しくなる			28	16.5%
保育所(園)などに預けることができた			3	1.8%
配偶者が育児休業制度を利用した			32	18.8%
配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった			10	5.9%
子育てや家事に専念するため退職した	5	35.7%	1	0.6%
職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めなし)	1	7.1%	12	7.1%
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	3	21.4%	1	0.6%
育児休業を取得できることを知らなかった			1	0.6%
産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した				
その他	5	35.7%	12	7.1%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画における子ども・子育て支援については、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保証されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

子育てについての第一義的責任がそれぞれの保護者にあることは言うまでもありませんが、社会や経済状況の変化に伴って、子育て家庭を取り巻く環境は急激に変化し、子育ての負担や不安、孤立感は高まっており、家庭において保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していく必要があります。

そして、こうした取り組みを通じ、安心して新しい家庭を築き、子どもを産み育てたいという希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指し、基本理念を次のように設定します。

基本理念

子どもの育ちと子育てを
地域みんなで支え合うまち大山町

～ 一人ひとりの豊かな人生が実現するまちを目指して ～

2 基本的視点

基本理念と合わせ、この計画の内容については、以下の視点に立ったものとします。

(1) 子どもの視点

我が国は、「児童の権利に関する条約」の締結国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが求められています。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

(2) サービス利用者の視点

少子化、核家族化等に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが重要です。

(3) 地域みんなで進める子育て

地域においては、子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等が活動するとともに、子育て支援等を通じたボランティア活動を希望する高齢者や育児経験豊かな地域人材も多く、こうした地域の担い手や社会資源を活用することが重要です。

その際には、地域と保育所、学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。

3 基本目標

(1) 地域における子育ての支援

広くすべての子育て家庭への支援を行う観点から、大山町子ども・子育て支援事業計画に沿って、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、これらの取り組みに際しては、親が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が必要です。

(2) 妊産婦と子どもの健康の確保及び支援の充実

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育分野間の連携を図りつつ母子保健施策等の充実に取り組めます。

また、住民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進が重要です。このため、妊産婦等のニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行うことが必要です。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次世代の親を育成する観点から、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育等の取り組みが必要です。

また、保育所・学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や意識改革を促進するための広報・啓発、情報提供について、関係機関と連携を図りながら積極的に推進します。
また、保育サービスの充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

(5) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、道路管理者、保育所、学校、交通安全協会等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。
また、子どもを犯罪等から守るため、関係機関等と連携し子どもたちを地域全体で見守る活動を推進します。

(6) 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待の予防に努めます。
ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策及び経済的支援策等について、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。
また、障がい等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・保健・教育等の各種施策の円滑な連携を図ります。

(7) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要です。
そのためには、関係機関との連携を図るとともに支援が必要な保護者を把握し、経済的支援はもとより、生活支援、教育支援、ひとり親世帯への相談支援など、継続的かつ包括的なサポート体制づくりを推進します。

第4章 計画の具体的な取り組み

1 施策の体系

基本理念	視点	基本目標	施策の方向
<p>子どもの育ちと子育てを地域みんなで支え合うまち大山町 ～一人ひとりの豊かな人生が実現するまちを目指して～</p>	子どもの視点	<p>地域における子育ての支援</p>	<p>地域における子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 子育て支援のネットワークづくり</p>
	サービス利用者の視点	<p>妊産婦と子どもの健康の確保および支援の充実</p>	<p>切れ目ない妊産婦・乳幼児等への保健対策と支援 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 食育の推進</p>
	地域みんなで進める子育て	<p>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<p>未来の親となるための教育の推進 教育環境の整備 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>
		<p>職業生活と家庭生活との両立の推進</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
		<p>子どもの安全の確保</p>	<p>子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 被害にあった子どもの保護の推進</p>
		<p>要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進</p>	<p>児童虐待防止対策の充実 ひとり親家庭の自立支援の推進 障がいのある児童への施策の充実</p>
		<p>子どもの貧困対策の推進</p>	<p>教育の支援 生活の支援、経済的支援</p>

2 具体的な取り組み

(1) 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関わる負担感、不安感、孤立感を解消し、身近な場所で適切な子育て支援サービスが受けられるよう、相談支援体制の強化を行うとともに地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

地域子育て支援センターの充実	放課後児童クラブ
子育てサークルの活動支援	ファミリーサポートセンター事業
一時預かり事業	児童館及び公民館事業
短期子育て支援事業	子育て相談の実施
利用者支援事業	こどもの居場所づくり・情報提供

② 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保護者の就労形態や家庭環境に応じた利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

【具体的な取り組み】

保育所の運営、整備	病児保育
乳児保育	病後児保育
障がい児保育	乳児等通園支援事業
延長保育	

③ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、子育て支援関係機関(地域子育て支援センター、保育所、学校、児童館、公民館、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、子ども会、子育てサークルなど)のネットワーク化による子育て支援体制の充実を図り、地域全体で連携と情報の共有を図ります。

【具体的な取り組み】

子ども・子育て会議の設置
地域子育て支援センターを中心にした地域活動団体、ボランティア団体等との連携推進
地域子育て支援センターでの子育て相談等の開催
子育て支援に関する情報の提供

(2) 妊産婦と子どもの健康の確保及び支援の充実

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児等への保護対策と支援

こども家庭センターを設置し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供します。また、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう保健指導等の充実を図ります。特に、親の育児不安の解消を図るため、産後ケア、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談支援体制の整備を図ります。

【具体的な取り組み】

妊婦健康、新生児聴覚検査、産後健診、乳幼児健診	
歯科検診・フッ素塗布	
妊婦訪問	新生児訪問、乳児全戸訪問事業
養育支援訪問事業	
こども家庭センターの相談事業	
助産師等による相談事業	妊産婦の交流事業
産後ケア事業	妊婦のための支援給付
子育てセミナー	

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自死や性、不健康やせ等の思春期における課題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題です。子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

喫煙、薬物及び性に関する教育
メディアに関する教育
地域における相談支援体制の充実
中学校での生活習慣病に関する健康教育
スクールソーシャルワーカーの配置

③ 食育の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状に鑑み、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めることが重要です。

【具体的な取り組み】

離乳食講習会、幼児食講習会の開催
地域子育て支援センターにおける保護者への啓発
保育所における食体験（菜園活動、クッキングなど）
食育だよりの発行
中学校での生活習慣病に関する健康教育

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 未来の親となるための教育の推進

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要です。

特に、中学生等が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを推進することが必要です。

【具体的な取り組み】

保育所、学校、子育て支援センターなどを活用した児童・生徒が乳幼児と触れ合う機会の提供
中学生と乳幼児のふれ合い体験

② 教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めることが必要です。

保育所では、基本的な生活習慣の習得と、集団生活の中で必要な思いやりや協調性を育てる保育、小学校につながる幼児教育を推進するため、職員の資質向上に努めます。

学校では、一人ひとりの個性・能力・興味・関心等に応じた教育を推進するため、少人数指導や教員の資質向上等に努めます。

また、子どもたちが伸び伸びと育つ環境の実現をめざし、いじめ、不登校などの問題に対応するため教育相談体制の充実を図り、きめ細かな指導体制づくりや学級経営の改善を推進します。

さらに、保・小・中の交流や連携を強化し、保育所から小学校、中学校へのスムーズな移行を図ります。

【具体的な取り組み】

基本的な生活習慣習得のための取り組み

保育所における野外活動や自然体験活動の推進

保育所におけるランニング、体操、リズム運動などによる基礎体力づくり

保育所におけるいきいき遊び、外国語活動の充実

学校における学習意欲を高めるための指導の工夫改善

スクールソーシャルワーカーの活用

学校内外における相談体制の確立

教育支援センター「寺子屋」による不登校児童生徒への指導・支援・相談の充実

学校図書館の充実

特別支援教育の推進体制整備

保育所と小学校・中学校との交流促進

③ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

妊娠期から学齢期以降までの育児期にわたる切れ目ない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と関係部局の間、関係機関や関係者の間で支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図りつつ、家庭教育支援を充実することが重要です。

また、子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を理解・尊重し、夢や目標、主体的な学びの意欲を持って生きることができるよう、学校、家庭及び地域が相互に連携し、社会全体で取り組むことが重要です。学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが、子どもたちの育ちに積極的にに関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力や主体的に課題に関わる力を育成します。

【具体的な取り組み】

妊娠、出産、育児に関するセミナーの開催

保育所、地域子育て支援センター等での子育て講座の開催

子育てサークルの活動支援

ブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業

アートスタート事業

児童を対象に優れた芸術を鑑賞する機会の提供

保育所、学校、小・中学校PTAその他関係団体による人権学習の推進

地域ボランティアの協力によるスポーツ、文化、自然体験などさまざまな体験活動

ボランティア活動、職場体験など学校と地域が連携した取組

子ども会活動及び育成会活動による世代間交流の推進

学校施設の地域開放

コミュニティ・スクールによる活動の充実

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要になってきました。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともにSNS等に起因する子どもの性被害等が問題となっています。学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするため、保護者及び青少年への情報モラルについて啓発を推進することが重要です。

【具体的な取り組み】

青少年育成大山町民会議などが中心になって、関係機関や関係団体との連携し、研修や啓発を実施

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。こうした取り組みについては、県や関係団体と連携・協力し、労働者、事業主、地域住民の理解や意識改革を促進するための広報や啓発を積極的に行います。

また、法律や子育てと仕事の両立支援に関する制度についての広報や啓発のほか、相談体制の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

職場や地域における男女共同参画を進めるための講座の充実

育児休業制度等の普及・啓発

企業の仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくり及び家庭教育支援となる職場環境づくりの取り組み支援と啓発

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービス及び放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センターの利用促進等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

【具体的な取り組み】

延長保育、乳児保育の実施

病児・病後児保育の充実

一時預かり事業の実施

放課後児童クラブの充実

ファミリー・サポート・センター事業の充実

(5) 子どもの安全確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所、学校関係者、警察、関係機関・団体、交通安全指導員などが連携し、通学時等の見守りや広報活動、対象年齢に合わせた交通安全教育、意識啓発を行います。

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るためには、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、チャイルドシートの購入補助を行うことによりチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

【具体的な取り組み】

子どもの交通安全教育の推進	自転車安全利用の推進
交通安全教育指導者	
交通危険箇所の把握と関係機関による対策協議	
街灯や歩道等通学路の整備	
チャイルドシートの購入補助	
チャイルドシートの正しい使用の啓発	

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

道路・公園・公衆便所・公共住宅などの公共施設においては、子どもが犯罪に遭わないよう防犯設備の設置などの環境整備をするとともに、子どもたちを地域全体で見守る活動を推進します。

また、妊産婦や乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差解消等のバリアフリー化の推進に努めます。

【具体的な取り組み】

学校付近や通学路等におけるPTA等の学校関係者と連携したパトロール活動
子ども見守り隊の体制強化
青少年育成大山町民会議や青色防犯パトロール隊などのボランティアによる自主的な防犯活動の支援
保護者、警察、関係機関の不審者情報の共有
保護者や協力団体などによる登下校時における見守り、夏季イベント時の巡回活動の推進

③ 被害にあった子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

【具体的な取り組み】

スクールソーシャルワーカーの配置
スクールカウンセラーとの連携
心の健康相談
要保護児童対策地域協議会における連携体制の強化

(6) 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、産後の初期段階における支援等支援を必要とする子どもや妊産婦への支援を行います。

あわせて、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の必要な支援につなげます。

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センター、乳幼児健診の場、地域子育て支援センター、保育所、学校等活用して普及啓発活動を行います。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化を進めます。

【具体的な取り組み】

要保護児童対策地域協議会の活動強化
こども家庭センターによる相談支援、訪問活動
社会的養護施設との連携
児童虐待対応関係者の資質向上に向けた研修
子育て支援の情報発信の強化

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら、自立した生活を営めるよう多様な保育サービスの提供や子育てサービスの充実を図るとともに、就労や子育て等に関する様々な悩みについての相談対応、支援策等に関する情報提供に努めます。

また、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

【具体的な取り組み】

多様な保育サービスの提供（延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育）
放課後児童クラブの充実
地域子育て支援センターの充実
子育て短期支援事業
ひとり親家庭医療費助成（特別医療）
災害遺児手当の支給
ひとり親家庭等団体活動への支援
日常生活支援事業など各種支援事業の情報提供
養育費相談支援センターとの連携・情報提供の推進
児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付等各種支援施策の情報提供

③ 障がいのある児童への施策の充実

乳幼児期から学齢期、就労の段階まで特別な支援を要する子どもに対して、個別・具体的に系統だった一貫した支援を行うため、保健・福祉・医療・教育・雇用などの関係機関の連携を図ります。

療育に関わる関係機関との連携強化を図るとともに、発達支援の必要な子どもに日常的に関わる教員、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童への対応については、保護者や関係機関との連携、情報共有を図るとともに、適切な職員配置及び職員の資質向上に努めます。

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう支援体制の構築に向け取り組みます。

【具体的な取り組み】

妊婦及び乳幼児に対する健康診査の実施による早期発見、早期支援
新生児聴覚検査の費用助成による早期発見、早期支援
保育士、放課後児童クラブ支援員に対する研修の充実
乳幼児期からの教育相談等の実施
保健・医療・福祉・教育等の円滑な連携による在宅支援の充実
自立支援医療の給付
公共的施設のバリアフリー化の促進
個別のニーズに応じた支援の推進

(7) 子どもの貧困対策の推進

① 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、福祉事務所や社会福祉協議会とも連携し、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行います。

【具体的な取り組み】

幼児教育・保育の安定的な提供
少人数学級等のきめ細かな指導
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実
就学援助制度
居場所としての図書館の提供をはじめとする図書館機能の充実
学習支援事業への誘導

② 生活の支援

貧困世帯が、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことのないよう、相談事業の充実を図ることなどにより、子ども及びその保護者の生活支援に取り組めます。

【具体的な取り組み】

こども家庭センターによる妊娠・出産・育児に関する相談
幼児教育・保育の安定的な提供
放課後児童クラブ、学習支援事業等の充実
生活保護による生活・就労支援
自立相談支援事業への誘導

③ 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があります。

【具体的な取り組み】

保育料の無償化、軽減
子育てに係る経済的負担の軽減
就学援助制度
家計相談支援事業への誘導

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画に定めるべきものとして、地理的条件や人口、交通事情など地域の実情に応じて保護者や子どもが家から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとされています。

本町の教育・保育提供区域は、全町で1区域とします。

2 量の見込みについて

子ども・子育て支援事業計画においては、事業計画期間中の各年度の教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みを定めることとされています。

この量の見込みの算出に当たっては、令和6年4月に本町で実施したアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」の手順に沿って算出し、整合性等検証しながら修正を行いました。

3 就学前児童の人口推計及び年齢毎入所見込み児童数

歳	R7		R8		R9		R10		R11	
	推計児童	入所見込								
0	60	41	58	40	56	38	54	37	51	35
1	80	67	61	51	59	50	57	48	55	46
2	75	71	85	80	65	61	63	60	60	57
3	80	78	76	74	86	83	66	64	64	62
4	77	76	82	81	78	77	89	88	68	67
5	102	101	77	76	83	82	79	78	90	89
合計	474	434	439	402	427	391	408	375	388	356

※推計児童数は住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

コーホート変化率法とは

同年（または同期間）に出生した集団をコーホートといい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

4 幼児期の教育・保育

(1) 認定区分

町内に居住する就学前の子どもについて、現在の保育園等の利用状況と利用希望を踏まえ、国の定める以下の区分で設定し、認定区分ごとに確保方策を計画します。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	子どもが満3歳以上で保育を希望する場合 (保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合)	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	子どもが満3歳未満で保育を希望する場合 (保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合)	保育所 認定こども園 地域型保育

(2) 量の見込みと確保内容

近年、保育所の入所児童数が減少し、また大山ひめぼたる保育園が開園したこともあり、入所申込が定員を上回る状況は改善しつつありますが、3歳未満児については入所児童数が高止まりし、未満児の保育室の手狭さ感が継続しています。

また、本町では人口減少対策として、宅地開発等の施策を推進しており、子育て世帯が転入しようとしたとき、保育所の入所が円滑にできる環境づくりが必要です。

① 1号認定 (3～5歳児 幼児期の教育のみ)

		R7	R8	R9	R10	R11
推計児童		259	235	247	234	222
量の見込み		0	1	1	1	1
確保内容	幼稚園 認定こども園	町外	町外	町外	町外	町外

② 2号認定 (3～5歳児 保育の必要性あり)

		R7	R8	R9	R10	R11
推計児童		259	235	247	234	222
量の見込み		255	230	241	229	217
確保内容	保育所	255	230	241	229	217

③ 3号認定 (0～2歳児 保育の必要性あり)

		R7	R8	R9	R10	R11
推計児童		215	204	180	174	166
量の見込み		179	171	149	145	138
確保内容	保育所	179	171	149	145	138

5 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を利用希望や現在の利用状況を踏まえて設定します。

(1) 利用者支援事業

子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業です。

令和7年度から、『大山町こども家庭センター』を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応していきます。

(設置数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保内容	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

保護者の仕事や家庭の状況により、通常の保育時間を超えて保育する事業です。

(人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,597	1,476	1,435	1,376	1,306
確保内容	1,597 (5か所)	1,476 (5か所)	1,435 (5か所)	1,376 (5か所)	1,306 (5か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査と実績値との乖離が著しいため実績から推計値を算出

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	209 (5か所)	201 (5か所)	188 (5か所)	171 (5か所)	158 (5か所)
確保内容	209 (5か所)	201 (5か所)	188 (5か所)	171 (5か所)	158 (5か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査数値

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

(設置数)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		3	3	3	3	3
確保内容	児童養護施設 (町内、町外)	3	3	3	3	3

※量の見込みについては、ニーズ調査数値はないが、令和6年度実績から町内外の3施設と委託契約を締結

(5) 乳児全戸訪問事業

産後の母子を支援するため、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(件)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		60	58	56	54	51
確保内容		60	58	56	54	51

※量の見込みについては、R4年度までの出生率をもとに推計

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための訪問支援事業です。

(件)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		40	40	40	40	40
確保内容		40	40	40	40	40

※量の見込みについては、R4年度までの実績から平均値を算出

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助活動を行う事業です。

(人)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		4,100 (3か所)	3,450 (3か所)	3,350 (3か所)	3,250 (3か所)	3,100 (3か所)
確保内容		4,100 (3か所)	3,450 (3か所)	3,350 (3か所)	3,250 (3か所)	3,100 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査数値

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった小学校就学前の児童を保育所などの施設で一時的に預かる事業です。

(人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	315 (3か所)	273 (3か所)	252 (3か所)	252 (3か所)	231 (3か所)
確保内容	315 (3か所)	273 (3か所)	252 (3か所)	252 (3か所)	231 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査と実績値から推計値を算出

(9) 病児保育事業

病気の児童を保護者が家庭で保育することができない場合に預かる事業です。

(人)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	45 (3か所)	45 (3か所)	45 (3か所)	45 (3か所)	45 (3か所)
確保内容	45 (3か所)	45 (3か所)	45 (3か所)	45 (3か所)	45 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査と実績値との乖離が著しいため実績から推計値を算出

(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方 (おねがい会員) と援助を行うことを希望する方 (ひきうけ会員) との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(依頼件数)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	165	165	165	165	165
確保内容	165	165	165	165	165

※量の見込みについては、ニーズ調査と実績値との乖離が著しいため実績から推計値を算出

(11) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

(件)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		10	10	9	9	9
確保内容	児童養護施設 (町内、町外)	10	10	9	9	9

※量の見込みについては、推計児童数と計画時点対象世帯から推計値を算出

(12) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等必要な支援を実施し、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

(人)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		3	3	3	2	2
確保内容	児童養護施設 (町外)	3	3	3	2	2

※量の見込みについては、推計児童数と計画時点対象世帯から推計値を算出

(13) 妊婦等包括相談支援事業

主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

(人)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		63	60	58	56	54
確保内容		63	60	58	56	54

※量の見込みについては、推計産婦数から推計値を算出

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

(人)

		R7	R8	R9	R10	R11
推計児童		16	14	14	13	12
量の見込み		16	14	14	13	12
確保内容	保育所	0	14	14	13	12

※量の見込みについては、推計児童数とニーズ調査から推計値を算出

(15) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(人)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		25	23	23	22	21
確保内容	町外	25	23	23	22	21

※量の見込みについては、推計産婦数と利用実績から推計値を算出

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案した給付を実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。点検・評価にあたっては、「大山町子ども・子育て会議」が行い、施策の改善につなげます。

第3期大山町子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年3月
発行者 鳥取県大山町
問合せ先 大山町役場こども課
〒689-3211
鳥取県西伯郡大山町御来屋467番地
保健福祉センターなわ
TEL 0859-54-5205